

IAATO 野生生物ウォッチングに関する一般事項

南極研究科学委員会 (SCAR) 南極野生動物健康ワーキンググループは、2023-2024年と2024-2025年の南半球の夏季期間中、南極および亜南極地域に高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) が持ち込まれる危険性が高くなることを警告しています。世界的に、このウイルスによる野鳥およびアザラシの大量死が発生しています。野生生物に関わる方々やその近くで働く方々は、HPAIが持ち込まれることを想定し、可能な限り強力な防疫対策を維持する必要があります。何らかの大量死を発見した場合は、適切な手続きに従い、自社ツアーチームを通じてIAATOに報告してください。

本文書が対象とする方々

IAATO野生生物ウォッチングに関する一般事項は、南極および亜南極での活動の計画および実施に関わる、従業員、請負業者、パートナーを含むすべてのIAATOの事業者および暫定的事業者の方々を対象としています。

本文書の目的

本文書は、IAATOの事業者および該当する準会員が、野生生物に遭遇したり観察したりする際に求められる包括的な原則および一般的な義務を明確にします。また、それらがなぜ、野生生物に対する攪乱や有害な影響を防ぐうえで重要なのかを概説しています。

IAATOは、安全かつ環境に配慮した南極への民間旅行を目的とした国際的な業界連盟です。IAATOに加盟する事業者は、国内および国際的な他の要件と組み合わせて、人間の活動が野生生物に及ぼす悪影響を抑えることを目的としたガイドラインを作成し、レビューします。それらの悪影響には以下のようなものがあります。

- 身体的な負傷
- 病気や外来種の侵入
- 水中の騒音
- ストレス
- 通常の繁殖、摂食、休息、その他社会的な重要行動に対する攪乱または干渉
- 回遊ルートを含む定期的移動経路の変更
- 捕食動物にさらされる機会の増加
- 死亡率の増加、繁殖率・生存率の低下 (およびこれらを理由とした個体数の減少)。
- 環境汚染物質 (油や燃料の漏出など) の増加

責任を持って適切にオペレーションを管理することで、短期的・長期的に動物の正常な日常的・季節的活動パターンを守ることができ、動物への有害な影響を抑え、野生生物をよりよく観察できるようになります。それにより、野生動物を保護しながらも、訪問者に充実した、教育的な体験を提供できるようになります。

野生動物観察のためのIAATO事業者の一般的な義務

事業者は適用されるすべてのIAATOポリシー要件およびガイドラインを遵守し、安全で環境に配慮した南極への民間旅行の実践を提唱および促進するIAATOの使命を支持します。

南極条約体制（特に南極条約と環境議定書）および国際海事機関の条約を含む、国際的、国内的に適用されるすべての法律および政策上の要件を遵守してください。

計画された活動が南極の環境に与える影響を、最小限または一時的に留めるという原則に同意してください。

すべての活動は、実行する前に認可または許可を受けるよう徹底し、現地では許可・認可書のコピーを携帯するようにしてください。

状況はその時々で異なります。陸上、海上、空中のどの方法で野生動物を観察するにしても、個々の状況が野生動物の干渉に対する脆弱性にどのような影響を与えるかを考慮してください。動物と遭遇したときは、動物の行動を常に監視することが重要です。たとえば、アザラシを観察しているとき、動物が2回以上頭を上げた場合、人間の存在にストレスを感じている可能性があります。そのような場合は、ゆっくりと離れてください。

野生動物との推奨される距離を守ってください。しかし、その距離は動物が人の存在に動揺している兆候を示していない場合を前提としています。さらに離れる必要がある場合もあります。

許可や認可の内容によっては、より長い距離を求められる場合があることに注意してください。

IAATOの野生生物ウォッチングおよびその他のガイドラインは、国内政府の法律に取って代わるものではありませんが、海洋環境への攪乱減少を目的とした補足の行動規範を規定しています。一部の国では、IAATOのものを超える、より厳しいガイドラインや規制が存在し、IAATOのガイドラインよりも優先される場合があります。

そして国の規制に違反すると罰金、懲役刑や極端な場合には、船舶の押収によって罰せられます。IAATO事業者は、IAATOの手順を遵守するだけでは、法律や規制の違反、および違反に起因する罰則を防止するには不十分な場合があることに注意してください。

海上衝突予防のための国際規則の遵守は、常に、IAATOのガイドラインよりも優先されます。

南極条約協議国会議が2021年に決議4で採択した「南極訪問者のための一般ガイドライン」、および南極条約協議国会議が1994年に勧告XVIII-1で採択した「南極での観光および非政府活動の企画者および実施者のためのガイダンス」を、（すべてのスタッフ、乗組員、ゲストに）配布し、遵守してください。